

環循適発第 19020511 号  
平成 31 年 2 月 5 日

各都道府県  
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
（ 公 印 省 略 ）

汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について

循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備交付金においては、有機性廃棄物リサイクル推進施設として汚泥再生処理センターを交付対象としているが、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、今般、標記の件について会計検査院より処置要求があったため、下記について御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるようご配慮願いたい。

記

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計するなどした上で、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう徹底すること。